財産形成積立定期預金規定



1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1回1,000円以上とし、満期日の3か月前まで、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるもの とします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに財産形成預金契約の証(以下「契約の証」という。)を発行するとともに、預 入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の支払時期)

この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日におい て預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた当金庫所定の利率によって利息を計算の うえ元金に組入れます。利率は当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日、 (すでに預入れられている金額については、その変更日以後の利息計算日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利 率によって計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算 日)から解約日の前日までの日数について次の期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支 払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 第1項の適用利率×50%
 - ③ 1年以上3年未満 第1項の適用利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

4. (預金の解約・書替継続)

- ・(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出し てください。

(規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表す ることにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

6. (共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

(2020年4月1日現在)